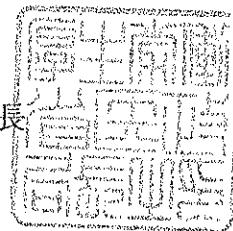


医政発0917第15号
平成22年9月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

今般、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添)の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職においては、改正の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等に対して周知方お願いする。

○「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の一部改正に係る新旧対照表

	新	旧
(別添)		
1～6 (略) 7 診療記録の開示	(別添) 1～6 (略) 7 診療記録の開示	(別添) 1～6 (略) 7 診療記録の開示
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 診療記録の開示に関する手続き	(3) 診療記録の開示に関する手続き	(3) 診療記録の開示に関する手続き
○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。	○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。	○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。
① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方 式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て の書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な 申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けるこ となどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ね ることは不適切である。	① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方 式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て の書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な 申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けるこ となどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ね ることは不適切である。	① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方 式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て の書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な 申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適 切である。
②・③ (略)	②・③ (略)	②・③ (略)
(4) 診療録の開示に要する費用	(4) 診療録の開示に要する費用	(4) 診療録の開示に要する費用
○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す ることができる。その費用は、 <u>実費を勘案して合理的であると認められる 範囲内の額</u> としなければならない。	○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す ることができる。その費用は、 <u>実費を勘案して合理的であると認められる 範囲内の額</u> としなければならない。	○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す ることができる。